

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

塩谷町長 見形 和久

市町村名 (市町村コード)	塩谷町 (09384)
地域名 (地域内農業集落名)	船生地区3 (新谷・山口・新田・船場・西古屋・道谷原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月18日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農地が集約化されておらず作業効率が悪い。
 ・中山間地域であるため、畦畔の草刈りの負担が大きい。
 ・圃場整備がされていない圃場もあり、農道も狭く耕作条件が悪く、大規模農家が参入できない。
 ・農業者の高齢化が進んでおり、後継者が不足している。
 ・獣害を受ける圃場が多い。
 ・農機具が高く、農業機械の更新に課題を抱えている農家が多い。
 【地域の基礎的データ】
 農業者:148人、中心経営体:11経営体、担い手集積率:43.0%(うち地区内経営体率:85.9%)

(2) 地域における農業の将来の在り方

・主要作物は水稻である。また、露地野菜(たまねぎ、ブロッコリー)も生産していく。
 ・特産物(ブランド)になりうる野菜も今後検討していく。
 ・環境に配慮(特別栽培)した取組みをおこない、持続可能な農業をめざす。
 ・農業を通じて地域の活性化とコミュニティを形成していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	301 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	301 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の全ての農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地等は今後検討とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標地図を理想の形になるように協議を継続し、貸し手が借り手を選択する際は、船生土地改良区を相談窓口とし、地権者の理解を深めるとともに、農地集積・集約化を進める。 ・地域の小作料の統一化や明確化。
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地バンクに貸し付ける際は、船生土地改良区等と調整するなど関係機関の情報共有を図る。
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再圃場整備をおこない、農地の大区画化や農道の整備を進める。
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手農家の法人化を進める。 ・地域の魅力を発信し、新規就農者の受入れを図る。
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の保全作業や農作業等について、地域で共同作業に取り組んでいく。 ・JAと連携し、農業用機械のレンタルなどの支援に取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、シカによる被害が頻発しており、鬼怒川沿いに防止柵を設置するとともに管理体制を構築していく。
- ②減農薬、減化学肥料の米作りに取組み、段階的に有機農業に切り替えを進める。
- ⑦耕作者だけでなく、土地の所有者も一体となって農地の保全管理に取り組んでいく。
- ⑦多面的機能支払交付金(新谷地区)、中山間地域等直接支払交付金(新谷・山口・道谷原地区)を活用し、地域での圃場管理を行っていく。